

# 第 1 章

## 食の安全安心に関する現状と課題

- 1 食にまつわる主な出来事
- 2 食の安全安心に関する府民意識
- 3 前計画の主な取組成果
- 4 今後の課題

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

# 食の安全安心に関する現状と課題

## 1 食にまつわる主な出来事

これまで、食の安全安心を揺るがす事件や事故が起きるたびに、法改正や省庁の再編など、再発防止及び未然防止のための対策が行われてきました。

特に、平成15年には、BSE\*問題を契機に『食品安全基本法\*』が施行され、「リスク分析」という考え方が導入されるなど、食品安全行政のあり方が大きく変化しました。

また、平成21年には、中国産冷凍餃子問題等を背景に、縦割りの行政を見直すため、消費者庁が発足し、消費者の立場に立った仕組みづくりを推進するため、行政組織が再編されました。

さらに、平成23年には、東日本大震災による原子力発電所事故により、食の安全安心を揺るがす食品への放射性物質汚染問題が起こっています。また、これまでも問題視されていた生食肉による腸管出血性大腸菌食中毒の死亡事件が発生したことにより、生食用食肉の規格基準が設定されました。

今日までをふりかえると下記に示すとおり、数々の食にまつわる出来事がありました。

年表) 食にまつわる主な出来事

年月	内容
平成13年9月	国内でBSEが発生
12月	中国産冷凍野菜の残留農薬基準超過
平成14年2月	大手食品メーカーの牛肉偽装、その他産地偽装事件
平成15年7月	食品安全基本法施行
平成16年1月	国内で高病原性鳥インフルエンザの発生
平成18年5月	残留農薬のポジティブリスト制度が施行
平成19年1月	洋菓子工場での期限切れ原材料の使用問題
4月	大阪府食の安全安心推進条例施行
6月	牛肉コロッケ偽装事件
平成20年1月	中国産冷凍餃子による有機リン中毒事案が発生
3月	大阪府食の安全安心推進計画の策定
9月	非食用米穀の不正流通
9月	加工食品へのメラミン混入
平成21年5月	JAS法*の改正（産地偽装に対する直罰化）
9月	消費者庁の発足
平成22年4月	口蹄疫の発生
11月～3月	国内9県で高病原性鳥インフルエンザの発生
平成23年3月	東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散
4月	焼肉チェーン店でのO111食中毒事件の発生
7月	米トレーサビリティ法の施行
10月	生食用食肉の規格基準設定
平成24年7月	牛肝臓の規格基準設定

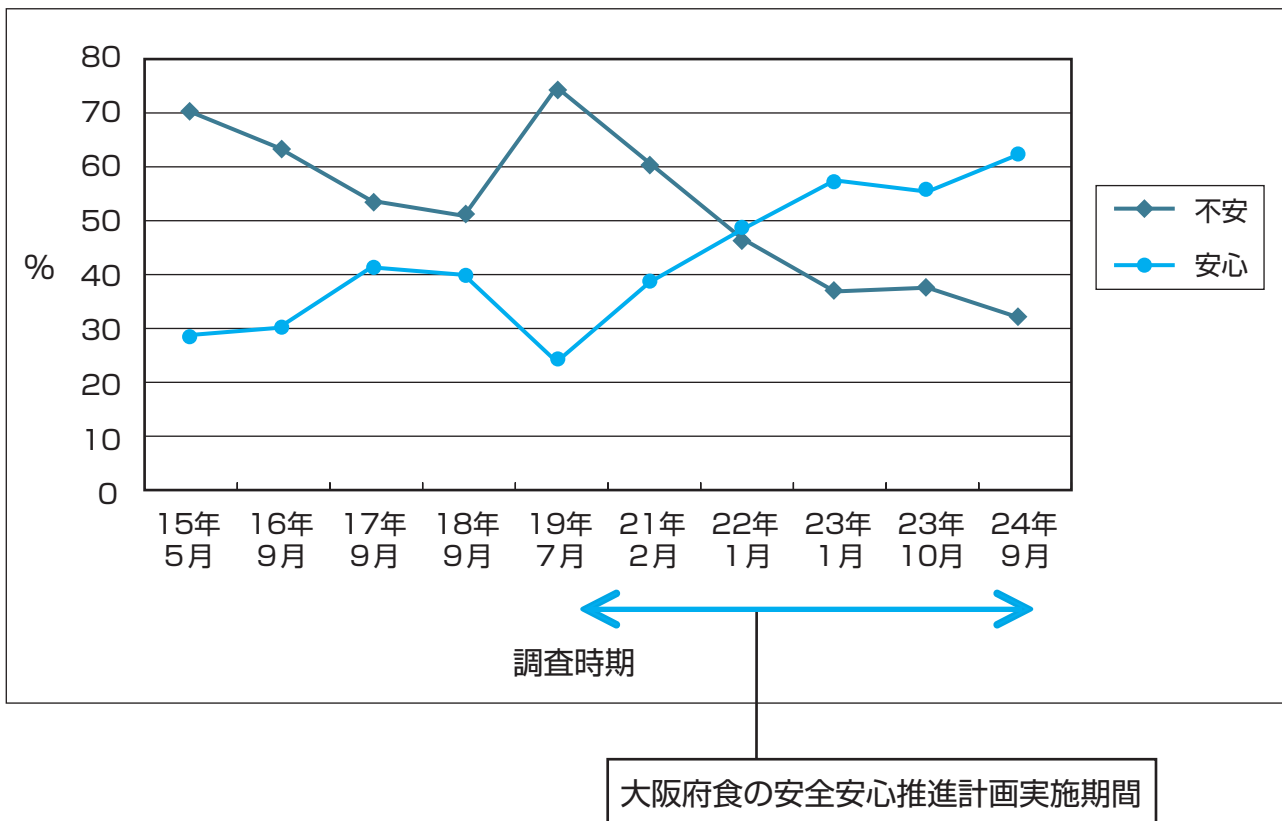
## 2 食の安全安心に関する府民意識

府では、府民の食に対する安心と不安の傾向を知るため、平成15年から開始した府民アンケートの中で、流通する食品に対して、「安全安心だと思いますか？」という問いを継続して行い、食の安全安心に関する府民意識の推移を調査してきました。（アンケート実施結果概要については、第5章資料編59ページに記載しています。）

過去の調査結果をみると、平成19年に発覚した洋菓子工場での期限切れ原材料使用問題や、牛肉コロッケ偽装問題など、相次ぐ食品偽装問題が影響し、平成19年7月の調査では、「不安」の割合が「安心」を大きく超えていました。

しかしながら、平成22年1月に実施したアンケートでは、調査を開始して以来、初めて「安心」の割合が「不安」の割合を上回り、さらに、平成24年9月に実施したアンケートでは、「安心」の割合は62.3%で、「不安」に感じている府民は32.1%であり、「安心」の割合が「不安」の割合を大きく超えています。

図 安心と不安の傾向



1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

### 3 前計画の主な取組成果

前計画に基づく5ヵ年の主な取組成果をまとめると以下ようになります。なお、前計画で掲げた数値目標の達成状況は、6ページの表〈目標指標の達成状況〉のとおりです。

#### 1. 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

##### 1) 生産段階での取組

###### ◆ 貝毒の監視

大阪湾沿岸に生息する二枚貝等の毒化に対して、貝毒の原因となる有害プランクトンの発生状況を監視し、必要に応じてアサリ・アカガイ・トリガイ・シジミの二枚貝の貝毒検査を実施しました。

また、潮干狩りシーズン中の3月～6月には泉南地区潮干狩り場等（二色浜、男里川河口域）におけるアサリの貝毒検査を毎月実施し、アサリの安全対策を図りました。

二枚貝の貝毒発生状況をみると、ほぼ毎年のように規制値を超える毒化がみられることから、引き続き貝毒の原因となる有害プランクトンの調査及び二枚貝の貝毒検査を実施していく必要があります。

（5年間の大阪湾沿岸の二枚貝の貝毒発生状況）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
貝毒発生状況	規制値超過	規制値以下	規制値超過	規制値超過	規制値以下

##### 2) 製造・加工・販売段階

###### ◆ 大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導、食品等の試験検査

大阪府食品衛生監視指導計画に基づき、保健所等の食品衛生監視員により計画的に食品関連施設への監視指導や食品等の検査を実施しました。

また、食品の放射性物質汚染問題に対する出荷制限が指示された食品の販売状況の緊急監視や流通食品の検査、ユッケ等の生食肉の取扱状況の緊急監視など、食品衛生に係る問題が発生した場合には、必要に応じて緊急特別監視や検査を実施しました。

流通段階において違反食品を排除するためには、計画的な監視指導や食品等の試験検査を継続して実施していく必要があります。

監視指導施設数（平成23年度）

33,188件（うち行政措置件数112件）

監収去検査件数（平成23年度）

4,395件（うち違反件数4件）

#### 2. 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備

##### 1) リスクコミュニケーションの促進

###### ◆ シンポジウム、セミナー等によるリスクコミュニケーションの実施

府民の関心の高いテーマをもとにシンポジウムを実施し、府民、食品関連事業者、行政関係

者の意見交換を行いました。また、サイエンスカフェ形式や小学生向けの体験型の食の安全教室など、様々な形式によりリスクコミュニケーションを実施しました。

府民の様々な疑問や不安に応えられるよう、効果的なリスクコミュニケーションを行うためには、テーマや対象者を考慮していく必要があります。

**リスクコミュニケーションの実施回数**

6回（平成20年度） ➡ 9回（平成23年度）

**2) 健康被害の拡大防止のための情報の公表**

大阪府食の安全安心推進条例第19条に基づき設置した「大阪府食の安全推進対策専門委員会」において、「中国における牛乳へのメラミン混入事案」について、専門委員会のご意見及び内閣府食品安全委員会の情報を基に、「メラミンに関するQ & A」を作成しました。また、迅速かつ適切な情報提供ができるよう事例検討を実施しました。

※「大阪府食の安全推進対策専門委員会」は、平成24年11月から「大阪府食品健康被害防止審議会」になりました。

**3. 情報の収集及び提供**

**1) 正しくわかりやすい情報の収集及び提供**

◆ **大阪府ホームページ及びメールマガジンによる情報提供**

平成21年度より、緊急情報などを速やかに情報発信するための新たなツールとして、パソコンや携帯電話による「大阪府食の安全安心メールマガジン」の配信を開始しました。

メールマガジンの登録者数は、アドレスの変更や解約により減少することから、今後も積極的に登録者を増やす活動を行う必要があります。

**メールマガジン登録者数**

平成21年4月配信開始 ➡ 4,750名（平成24年10月現在）

**2) 事業者の取組の支援**

◆ **大阪版食の安全安心認証制度**

大阪版食の安全安心認証制度を創設し、「飲食店及び喫茶店営業」、「食品を製造する営業」を対象として、平成21年4月から運用を開始しました。平成22年2月には、「食品を販売する営業」の認証基準を設定し、制度の対象となる業種を3業種に拡大しました。

食品関連事業者の自主的な食の安全安心の取組を促し、食品業界全体の衛生レベルを底上げするために、この制度を普及させる必要があります。

**認証施設数**

平成21年4月制度開始 ➡ 96件（平成24年9月現在）

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

表&lt;目標指標の達成状況&gt;

施策内容	平成19年度	平成23年度	平成24年度	備考
目標指標	実績	実績	目標 (最終目標)	
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保				
食肉関係営業施設の監視指導 (監視指導施設数：件)	35,000	33,000	35,000	件数には大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。なお、平成24年4月から豊中市が中核市へ移行しました。
流通食品等の収去検査 (収去検査件数：件)	4,200	4,600	4,200	件数には大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。なお、平成24年4月から豊中市が中核市へ移行しました。
BSE対策事業 (BSE検査)	全頭	全頭	全頭	件数には大阪市、堺市、高槻市、東大阪市は含まれていません。なお、平成24年4月から豊中市が中核市へ移行しました。
健康食品関係施設への合同監視指導	1回/年	1回/年	1回/年	
巡回点検店舗における表示状況（JAS法） (概ね正しく表示されている店舗)	67%	77.5%	80%	
2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する体制の整備				
リスクコミュニケーションの実施回数 (セミナー・シンポジウム等)	3	9	10	
食中毒及び健康被害に繋がるおそれのある食品 苦情の発生件数	1,500	1,350	1,300	
大阪府立公衆衛生研究所における残留農薬検査 項目数	132	153	200	
大阪府環境農林水産総合研究所における研究成 果の普及、技術支援のためのセミナー、講演会 等の開催（技術セミナー、講演会の開催件数： 件）（主な話題が食の安全・安心以外のセミ ナー等も含む）	33	36	40	
3 情報の収集及び提供				
食品衛生講習会等の実施 (講習会参加人数)	19,000	16,000	20,000	
公衛研ニュースの発行年間回数	3	3	4	
メールマガジン「かわら版@iph」読者数	600	1,000	970	
公開セミナーの開催	1回/年 150名	1回/年 130名	2回/年 300名	
大阪エコ農産物認証制度の推進（面積：ha）	328	487	410 (22年度)	
食品衛生関係優良施設（表彰者数）の表彰	471	377	500	平成22,23年度は保健所長表彰を計上しています。

## 4 今後の課題

第1期計画を策定後5年が経過し、府の情報発信のあり方や食品事業者の取組支援等についてご意見をいただきながら、計画的に施策を進めてきました。その間にも、中国産冷凍餃子農薬混入事件や非食用事故米穀の不正流通事件、さらには生食用食肉を原因とする死亡事件等、食に関わる事件が起こり、その度に法改正が行われるなどし、府としても再発防止対策に努めてきました。

毎年行っている食の安全安心に関する府民意識調査では、「安心」と感じている人の割合は、5年前に比べ38.1%増加し、6割を超え、少しずつですが、増加傾向にあります。

しかしながら、依然として3割を超える人が「不安」と感じており、「食品の偽装表示」や「輸入食品の安全性」に特に不安を感じていると回答されています。

これから第2期計画を進めていく中で、少しでも不安と感じる人を減らしていくためにも、引き続き計画的に食の安全性及び信頼性を確保する施策を展開していく必要があります。

### <食の安全性の確保>

食の安全性を確保するためには、生産から販売に至る各段階での府の監視指導や検査等の実施並びに事業者の自主衛生管理の取組が必要不可欠です。

府においては、大阪府食品衛生監視指導計画等に基づき計画的な監視指導や検査を行っていますが、事業者への指導助言等の技術的支援や「大阪版食の安全安心認証制度」の普及による食の安全性の向上や、顕彰制度を活用した自主的な取組の促進により、さらなる食の安全性の確保を進めていくことが必要です。

### <食の信頼性の確保>

府民が安心して食品を消費するためには、食の安全性が府民にとって信頼できるものでなければなりません。しかし一方で、人それぞれの立場や経験、知識の差によって、その安全性が信頼できるものであるかどうかの捉え方は異なります。

食の信頼性を確保するためには、安全性の科学的根拠やその安全性がどのように確保されているかを、府民に知ってもらい、よく理解してもらう必要があります。

そのためには、食の安全性を分かりやすく情報提供する工夫や、府民、事業者、行政、それぞれの立場からの情報や意見交換を行うリスクコミュニケーションの実施方法等を充実させることにより、さらなる食の信頼性の確保を進めていくことが必要です。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料